

札幌市児童福祉法施行条例等の一部を改正する条例案
令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 9 月 2 4 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市児童福祉法施行条例等の一部を改正する条例
(札幌市児童福祉法施行条例の一部改正)

第 1 条 札幌市児童福祉法施行条例（平成 2 4 年条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
第49条 削除	<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第49条 指定児童発達支援事業者は、 <u>法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。第126条において同じ。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。以下同じ。）その他の必要な措置を講じなければな</u>

改正前	改正後
(準用) 第71条 第15条から第25条まで、第27条から第33条まで、第35条、第37条から第48条まで、<u>第50条から第53条まで</u>、第54条第1項、第55条から第57条まで及び第57条の5の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「第40条」とあるのは「第71条において準用する第40条」と、第25条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第70条第1項」と、第28条第2項中「第26条第2項」とあるのは「第70条第2項」と、第29条第1項中「次条第1項に規定する通所支援計画」とあるのは「第71条において準用する次条第1項に規定する放課後等デイサービス計画」と、第30条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第31条第1項中「前条」とあるのは「第71条において準用する前条」と、同項第1号中「次条」とあるのは「第71条において準用する次条」と、第46条第1項中「第40条」とあるのは「第71条において準用する第40条」と、「前条」とあるのは「第71条において準用する前条」と、第57条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第2号中「第24条第1項」とあるのは「第71条において準用する第24条第1項」と、同項第3号中「第38条」とあるのは「第71条において準用する第38条」と、同項第4号中「第47条第2項」とあるのは「第71条において準用する第47条第2項」と、同項第5号中「第53条第2項」とあるのは「第71条において準用する第53条第2項」と、同項第6号中「第55条第2項」とあるのは「第71条において準用する第55条第2項」と、第57条の5中「とする。」とあるのは「とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。」と読み替えるものとする。 第71条の2 第10条、第11条、第15条から第25条まで、第27条から第33条まで、第35条、第37条から<u>第48条まで</u>、<u>第50条から第53条まで</u>、第54条第1項、第55条から第57条の2の3まで、第66条及び第70条の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第10条中「前2条」とあるのは、「第71条の2において準用する第57条の2第1号、第57条の2の2第2号又は第57条の2の3第4号」と、第15条第1項	<u>らない。</u> (準用) 第71条 第15条から第25条まで、第27条から第33条まで、第35条、第37条から第53条まで、第54条第1項、第55条から第57条まで及び第57条の5の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「第40条」とあるのは「第71条において準用する第40条」と、第25条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第70条第1項」と、第28条第2項中「第26条第2項」とあるのは「第70条第2項」と、第29条第1項中「次条第1項に規定する通所支援計画」とあるのは「第71条において準用する次条第1項に規定する放課後等デイサービス計画」と、第30条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第31条第1項中「前条」とあるのは「第71条において準用する前条」と、同項第1号中「次条」とあるのは「第71条において準用する次条」と、第46条第1項中「第40条」とあるのは「第71条において準用する第40条」と、「前条」とあるのは「第71条において準用する前条」と、第57条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第2号中「第24条第1項」とあるのは「第71条において準用する第24条第1項」と、同項第3号中「第38条」とあるのは「第71条において準用する第38条」と、同項第4号中「第47条第2項」とあるのは「第71条において準用する第47条第2項」と、同項第5号中「第53条第2項」とあるのは「第71条において準用する第53条第2項」と、同項第6号中「第55条第2項」とあるのは「第71条において準用する第55条第2項」と、第57条の5中「とする。」とあるのは「とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。」と読み替えるものとする。 第71条の2 第10条、第11条、第15条から第25条まで、第27条から第33条まで、第35条、第37条から第53条まで、第54条第1項、第55条から第57条の2の3まで、第66条及び第70条の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第10条中「前2条」とあるのは、「第71条の2において準用する第57条の2第1号、第57条の2の2第2号又は第57条の2の3第4号」と、第15条第1項中「第40条」とあるのは

改正前	改正後
中「第40条」とあるのは「第71条の2において準用する第40条」と、第25条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第71条の2において準用する第70条第1項」と、第28条第2項中「第26条第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第70条第2項」と、第29条第1項中「次条第1項に規定する通所支援計画」とあるのは「第71条の2において準用する次条第1項に規定する共生型放課後等デイサービス計画」と、第30条中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と、第31条第1項中「前条」とあるのは「第71条の2において準用する前条」と、同項第1号中「次条」とあるのは「第71条の2において準用する次条」と、第46条第1項中「第40条」とあるのは「第71条の2において準用する第40条」と、「前条」とあるのは「第71条の2において準用する前条」と、第57条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と、同項第2号中「第24条第1項」とあるのは「第71条の2において準用する第24条第1項」と、同項第3号中「第38条」とあるのは「第71条の2において準用する第38条」と、同項第4号中「第47条第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第47条第2項」と、同項第5号中「第53条第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第53条第2項」と、同項第6号中「第55条第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第55条第2項」と読み替えるものとする。 (準用) 第71条の10 第15条から第25条まで、第27条、第28条、第29条（第6項及び第7項を除く。）、第29条の2、第30条から第33条まで、第35条、第37条から第39条まで、第41条、第41条の2、第43条の2、第43条の3第1項、第44条から第48条まで、<u>第50条から第53条まで</u>、第54条第1項及び第55条から第57条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「第40条」とあるのは「第71条の9」と、第19条中「いう。以下この款において同じ。」とあるのは「いう。」と、第25条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第71条の8第1項」と、第28条第2項中「第26条第2項」とあるのは「第71条の8第2項」と、第29条第1項中「次条第1項」とあるのは「第71条の10において準用する次条第1項」と、第30条中「児童発達支	「第71条の2において準用する第40条」と、第25条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第71条の2において準用する第70条第1項」と、第28条第2項中「第26条第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第70条第2項」と、第29条第1項中「次条第1項に規定する通所支援計画」とあるのは「第71条の2において準用する次条第1項に規定する共生型放課後等デイサービス計画」と、第30条中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と、第31条第1項中「前条」とあるのは「第71条の2において準用する前条」と、同項第1号中「次条」とあるのは「第71条の2において準用する次条」と、第46条第1項中「第40条」とあるのは「第71条の2において準用する第40条」と、「前条」とあるのは「第71条の2において準用する前条」と、第57条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と、同項第2号中「第24条第1項」とあるのは「第71条の2において準用する第24条第1項」と、同項第3号中「第38条」とあるのは「第71条の2において準用する第38条」と、同項第4号中「第47条第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第47条第2項」と、同項第5号中「第53条第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第53条第2項」と、同項第6号中「第55条第2項」とあるのは「第71条の2において準用する第55条第2項」と読み替えるものとする。 (準用) 第71条の10 第15条から第25条まで、第27条、第28条、第29条（第6項及び第7項を除く。）、第29条の2、第30条から第33条まで、第35条、第37条から第39条まで、第41条、第41条の2、第43条の2、第43条の3第1項、第44条から第53条まで、第54条第1項及び第55条から第57条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「第40条」とあるのは「第71条の9」と、第19条中「いう。以下この款において同じ。」とあるのは「いう。」と、第25条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第71条の8第1項」と、第28条第2項中「第26条第2項」とあるのは「第71条の8第2項」と、第29条第1項中「次条第1項」とあるのは「第71条の10において準用する次条第1項」と、第30条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅

改正前	改正後
援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第４項中「第29条第４項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第29条第４項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第31条第１項中「前条」とあるのは「第71条の10において準用する前条」と、同項第１号中「次条」とあるのは「第71条の10において準用する次条」と、第46条第１項中「第40条」とあるのは「第71条の９」と、「前条」とあるのは「第71条の10において準用する前条」と、第51条第１項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第57条第２項第１号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第２号中「第24条第１項」とあるのは「第71条の10において準用する第24条第１項」と、同項第３号中「第38条」とあるのは「第71条の10において準用する第38条」と、同項第４号中「第47条第２項」とあるのは「第71条の10において準用する第47条第２項」と、同項第５号中「第53条第２項」とあるのは「第71条の10において準用する第53条第２項」と、同項第６号中「第55条第２項」とあるのは「第71条の10において準用する第55条第２項」と読み替えるものとする。 （準用） 第79条 第15条から第25条まで、第27条、第28条、第29条（第４項を除く。）、第29条の３、第30条から第33条まで、第35条、第37条から第39条まで、第41条、第41条の２、第43条の２、第43条の３第１項、第44条、第46条から第48条まで、第50条から第53条まで、第54条第１項、第55条から第57条まで及び第71条の７から第71条の９までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第15条第１項中「第40条」とあるのは「第79条において準用する第71条の９」と、第19条中「実施地域（当該指定児童発達支援事業所において通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。以下この款において同じ。）」とあるのは「実施地域」と、第25条第２項ただし書中「次条第１項」とあるのは「第79条において準用する第71条の８第１項」と、第28条第２項中「第26条第２項」とあるのは「第79条において準用する第71条の８第２項」と、第29条第１項中「次条第１項」とあるのは「第79条において準用する次条第１項」と、同条第６項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を	訪問型児童発達支援計画」と、同条第４項中「第29条第４項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第29条第４項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第31条第１項中「前条」とあるのは「第71条の10において準用する前条」と、同項第１号中「次条」とあるのは「第71条の10において準用する次条」と、第46条第１項中「第40条」とあるのは「第71条の９」と、「前条」とあるのは「第71条の10において準用する前条」と、第51条第１項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第57条第２項第１号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第２号中「第24条第１項」とあるのは「第71条の10において準用する第24条第１項」と、同項第３号中「第38条」とあるのは「第71条の10において準用する第38条」と、同項第４号中「第47条第２項」とあるのは「第71条の10において準用する第47条第２項」と、同項第５号中「第53条第２項」とあるのは「第71条の10において準用する第53条第２項」と、同項第６号中「第55条第２項」とあるのは「第71条の10において準用する第55条第２項」と読み替えるものとする。 （準用） 第79条 第15条から第25条まで、第27条、第28条、第29条（第４項を除く。）、第29条の３、第30条から第33条まで、第35条、第37条から第39条まで、第41条、第41条の２、第43条の２、第43条の３第１項、第44条、第46条から第53条まで、第54条第１項、第55条から第57条まで及び第71条の７から第71条の９までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第15条第１項中「第40条」とあるのは「第79条において準用する第71条の９」と、第19条中「実施地域（当該指定児童発達支援事業所において通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。以下この款において同じ。）」とあるのは「実施地域」と、第25条第２項ただし書中「次条第１項」とあるのは「第79条において準用する第71条の８第１項」と、第28条第２項中「第26条第２項」とあるのは「第79条において準用する第71条の８第２項」と、第29条第１項中「次条第１項」とあるのは「第79条において準用する次条第１項」と、同条第６項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問す

改正前	改正後
行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第30条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第4項中「第29条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第31条第1項中「前条」とあるのは「第79条において準用する前条」と、同項第1号中「次条」とあるのは「第79条において準用する次条」と、第46条第1項中「第40条」とあるのは「第79条において準用する第71条の9」と、「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第51条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第57条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第2号中「第24条第1項」とあるのは「第79条において準用する第24条第1項」と、同項第3号中「第38条」とあるのは「第79条において準用する第38条」と、同項第4号中「第47条第2項」とあるのは「第79条において準用する第47条第2項」と、同項第5号中「第53条第2項」とあるのは「第79条において準用する第53条第2項」と、同項第6号中「第55条第2項」とあるのは「第79条において準用する第55条第2項」と、第71条の8第3項中「次条第5号」とあるのは「第79条において準用する次条第5号」と読み替えるものとする。 第126条 削除	る施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第30条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第4項中「第29条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第31条第1項中「前条」とあるのは「第79条において準用する前条」と、同項第1号中「次条」とあるのは「第79条において準用する次条」と、第46条第1項中「第40条」とあるのは「第79条において準用する第71条の9」と、「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第51条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第57条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第2号中「第24条第1項」とあるのは「第79条において準用する第24条第1項」と、同項第3号中「第38条」とあるのは「第79条において準用する第38条」と、同項第4号中「第47条第2項」とあるのは「第79条において準用する第47条第2項」と、同項第5号中「第53条第2項」とあるのは「第79条において準用する第53条第2項」と、同項第6号中「第55条第2項」とあるのは「第79条において準用する第55条第2項」と、第71条の8第3項中「次条第5号」とあるのは「第79条において準用する次条第5号」と読み替えるものとする。 （児童対象性暴力等の防止） 第126条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、<u>法第24条の11第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。</u> （児童対象性暴力等の防止） 第138条の32の2 家庭的保育事業者等は、<u>法第34条の16第4項において準用する法第21条</u>

改正前	改正後
	<u>の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。第138条の75の2において同じ。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第138条の75の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第149条の4 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。</u>

（札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
	<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第14条の2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>

（札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第3条 札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<u>(職員の資格の基準)</u> 第6条 (略) 2～5 (略) 6 第1項、 <u>第2項及び第4項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者</u>	<u>(職員の資格の基準)</u> 第6条 (略) 2～5 (略) 6 第1項から第3項までの規定により置かなければならない保育士の資格を有する者につ

改正前	改正後
については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 （管理運営の基準等） 第11条 （略） （1）～（10） （略）	いては、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 （管理運営の基準等） 第11条 （略） （1）～（10） （略） （11） <u>認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。ただし、第3条中札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第6条第6項の改正に係る部分は、公布の日から施行する。

（理 由）

児童福祉施設等の運営等に関する基準を定める府省令等の一部改正に伴い、本市の対象施設等における児童対象性暴力等の防止のための措置に関する基準を定める等のため、本案を提出する。